

Eイチ・アイ・エス 受注型企画旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、「旅行業法」第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社エイチ・アイ・エス（東京都新宿区西新宿6-8-1、観光庁長官登録旅行業務種別以下「本社」といいます）が、お客様から依頼により本旅行条件書および日程、お申込書・お申込書を受け付けることができる運送または宿泊のサービスの内容、並びにお客様が当社へ支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する書類を作成し、これにより実施される旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、契約書面、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行契約の受注型企画旅行契約の部（以下「当社契約」といいます）等によりなされます。当社契約は、当社ホームページ（<http://www.his-j.com>）からご覧いただけます。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに一部として取り扱います。
- (2) 当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約のお申込みの時点で成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社がお申込みがあったものとして取り扱っていただく場合がございます。（ご出発まで一週間以上の日数がある場合、お申込みをお断りさせていただきます。）
- (3) 申込金は「旅行代金」、「取消料」、「違約料」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。

| 旅行代金の額 | 申込金（お1人様） |
|--------------|-----------------|
| 30万円以上 | 60,000円以上旅行代金まで |
| 15万円以上30万円未満 | 30,000円以上旅行代金まで |
| 15万円未満 | 20,000円以上旅行代金まで |

4. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を提出していただきます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して何ら責任、または将来責任が生ずることが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに所属しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合可能な限りこれに応じます。が、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。

5. 申込条件

- (1) お申込時時点で20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始前まで15歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (3) 特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行項目を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能、旅行の目的が当社の規定する条件に適合しない場合は、ご参加をお断りします。
- (4) 健康を損なわれる方、心身に障りがある方、アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠の可能性がある方、補助具をおられる方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込書にお申出ください。（旅行契約成立後これららの状態になった場合も申し出ください。）改めて当社からご案内申し上げます。旅行中に必要とする配慮の内容を具体的に申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。が、医師の診断書を提出していただく場合もあります。これに際して、お客様の状態および必要とされる配慮の内容についてお客様に伺いし、または書面でお知らせし、ご参加をお断りいたします。なお、お客様からお申出いただいた措置を拒否することができない場合は、滞在先国へ入国できるかどうか不安がある場合は旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のためにお断り、同伴者の同意などを条件とさせていただきます。あるいは参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (5) お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (6) お客様が旅行の遅延、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする場合は、当社が旅行の開始前、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかわらず費用はお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または受注型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) 日本以外の国を有するお客様は別途の手続、手配等が必要となる場合があります。お断り、ご参加をお断りいたします。
- (10) お客様が、暴力行為、暴力団関係者、暴力団関係企業または犯罪歴等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) お客様が、当社に対して暴力の要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

6. 企画書面の交付

- (1) 当社は、当社と受注型企画旅行契約のお申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に基づき作成した旅行日程表、旅行条件書、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます）を交付いたします。
- (2) 当社は前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金（以下「企画取消料」といいます）の金額を明示することがあります。

7. 契約の成立

- (1) 第3項(1)および(2)の電話による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理を完了した時に成立いたします。
- (2) 第3項(2)の郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したとき成立いたします。
- (3) 当社は、団体・グループ契約の場合で、契約責任者と旅行契約を締結するに際し、申込金のお支払いを受けるとご契約の締結の承諾のみにして旅行契約を成立させることができず、この場合、当社が契約責任者に、申込金の支払いを受けるとご契約の締結の旨を記載した契約書面を交付したとき成立いたします。
- (4) 指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代用させていただきます。

8. キャンセル待ちの取扱いについての特約

- (1) お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェディング期間」といいます）を確保のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、当社が将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- (2) 当社は、本項(1)のウェディング期間中に「お預かり金」として留保し、お客様と旅行契約の締結が可能になった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともにお預り金を申込金に充当します。
- (3) 旅行契約は、当社が本項(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知をお客様にした時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われた時はお客様に到達した時）に成立するものとします。
- (4) 当社はウェディング期間内、旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、お預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当社は、ウェディング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回

答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨のお申し出があった場合は、お預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨のお申し出が取消料対象期間にあつたときは当社が取消料をいただきます。

9. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は旅行契約成立後、速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行サービスおよび当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
- (2) 当社はお客様に、受付時間、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日よりお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日より起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までに前日よりお渡しすることがあります。お渡し方法は、郵送、電子メール、インターネットのご案内を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

10. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

11. 旅行日程に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（燃油サーチャージ等は含まれません）また、ファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・港と宿泊場所、ただし旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます）
- (3) 旅行日程に明示した観光船（バツボネ、カイトボネ、入場料等）
- (4) 旅行日程に明示した入館料およびサービス料金（特に別途の記載がない限り2人部屋1人づきの宿泊を基準とします）
- (5) 旅行日程に明示した食事料（酒内食は除外）および税、サービス料金
- (6) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
- (7) 上記(1)から(6)以外で、企画書面にその旨記載した料金

※上記記載は、お客様の都合により一部利用されなくとも払い戻しいたしません。

12. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 第11項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
- (2) 超過手荷物料金（各運送機関で定められた重量、個数を超える分について）
- (2) クリニング代、電話代、チップ、その他追加料等個人の諸費用およびそれについて サービス料
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 渡前手續続保証費用（旅券代紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡前手續続に対する旅行業務取扱料金等）
- (5) 日本国内における自車から発着空港等へ解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (6) 手荷物の運送保険料
- (7) 個人旅行・ツアー系1個人の手荷物運送料金（お1人様20kg以内の制限となっております）が、ご利用等級や方向によって異なりますので詳しくは係員にお問い合わせください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。
- (7) 日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各国空港税・出国税およびこれに関する諸税
- (8) その他企画書面に（別送料金）小旅行の料金
- (9) その他企画書面に「〇〇料金」と称するもの
- (10) 運送機関の誤り付加運賃・料金（燃油サーチャージ）
- (11) 宿泊機関が課す諸税
- (12) 上記(1)から(11)以外で、企画書面にその旨記載した料金

13. お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅行契約に要する旅行の取得および残存有効期限の確認・査証・再入国許可および各種証明書の取得および出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社が所定の料金を申受け、別途契約として送迎手続きの一部または全部の代行を行います。この場合、当社がお客様ご自身の責任で発生する事由による損害賠償責任を負っていただくものと責任を負いません。なお、当社以外の業者に送迎手続きを依頼された場合は、渡前手續続の業務にかかわる契約の当事者は当該取扱業者となります。
- (2) 渡前先の衛生状況については厚労省「感染症発生情報」ホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）でご確認ください。
- (3) 渡前国（国または地域）によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡前に関する情報が出ている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。
- (4) 外務省「海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）外務省海外安全情報センター（03-5501-9162）もご確認ください。
- (5) 旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関する情報メール等を受け取れる外務省のシステム「たけなび」に登録をお願いします（<https://www.eazaryu.mofa.go.jp/tabireg/>）

14. 旅行契約の変更

- (1) お客様は、当社に対し「旅行内容、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「旅行内容」といいます）を変更する旨の旨を求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- (2) 当社が旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当該旅行計画に有効となる日運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由を当該関与し得ない事由である理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

15. 旅行代金の額の変更

- (1) 旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。利用する運送機関の運賃・料金が著しい増減の発生等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有効となることと公表されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に上り（改訂された）場合は、その改訂運賃に旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金が増額するときは旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日以前に当社にお客様に通知いたします。
- (2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、その費用を増額し旅行代金を増額します。
- (3) 第14項(1)より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送、宿泊機関等の座席・部屋などの施設確保の不足（オーバーブック）が発生したときとされる場合を除き、当社はその変更額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した旅行契約の成立後、当社が責任を備へるべき範囲内で行う当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内より旅行代金を変更します。

16. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合お申込書に、当社所定の用紙に記入のうえ、1人あたり1万円（税込）の手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約の地位の譲渡は、当社が承諾かつ手数料を受理したときに効力を生ずるものとします。以後、旅行契約の地位を譲り渡した第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

17. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前
① お客様の解除権
お客様が次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、当社が運送、宿泊機関等の運送サービスに係る契約の締結に要する費用（以下「締結して運送、宿泊機関取消料等」といいます）の全額を、第6項の企画書面において企画書面を交付した時点で明示したときは、旅行者が旅行開始前日に受注型企画旅行契約を解除した場合は運送については、次に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない運送、宿泊機関取消料等の合計額以内の金額となります。なお、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。（お申出の期日より前日迄の営業所の営業時間内にお受けいたします。お申出の期日より前日迄の営業所の営業時間外はお客様自身でも必ずご来店をお断りいたします。）
② 締結して運送、宿泊機関取消料等
お客様が次に定める取消料をお支払いいただくことにより、お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- a 第14項(2)に基づき、旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第25項（旅程保証）別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。
- b 第15項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれがあるとき。
- d 当社がお客様に対し、第9項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までに前日よりお渡しできなかったとき。
- e 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

② 当社は本項「(1)①a、①b、①c」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金で前払いしているときは、その差額を申受けます。

③ 取消料

A: 日本発着時に航空機を利用する場合の取消料（下記のB、Cの旅行契約を除く）

| 区分 | 取消料 |
|--|-------------|
| イ. ロから二までに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した範囲に限る) | 企画料金に相当する金額 |
| ロ. 旅行開始日の前日より起算してさかのぼって30日前以降～3日前以前 | 旅行代金の20% |
| ハ. 2日前（前々日）～当日の旅行開始前 | 旅行代金の50% |
| (注1) 二. 旅行開始後～無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

(注1) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、当社特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

B: 日本発着時に船舶を利用する旅行契約、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行契約の取消料は、当該旅行契約書面に記載の取消料によります。

C: 貸切航空機（チャーター機）等を利用する旅行の取消料

| 旅行契約の解除日（旅行開始日の前日より起算してさかのぼって） | 取 消 料 |
|--------------------------------|------------|
| 60日前以降～31日前以前 | 旅行代金の 20 % |
| 30日前以降～21日前以前 | 旅行代金の 50 % |
| 20日前以降～4日前以前 | 旅行代金の 80 % |
| 3日前以降 | 旅行代金の100% |

④ 当社の解除権

A お客様が第10項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項「(1)①a」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。

- a お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に前払をしないと認められたとき。
- b お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- c お客様が、旅行内容に認められた範囲内を越える負担を求めたとき。
- d スキーを目的とする旅行において降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいは当社のおそれがあるとき。
- e 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、またはその不備となるおそれがあるとき。
- f お客様が第10項(1)から(12)までのいずれかに該当する事が判明した場合。

ウ 本項「(1)①a」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引き払い戻しをいたします。

(2) 旅行開始後

- ① お客様の解除・払い戻し
お客様の都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
イ お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられないときは、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当該旅行代金のうち、お客様が旅行の円滑な実施を図るために必要な範囲に相当する部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、当該責任に帰すべき事由によるい場合においては、当該金額のうち、当該旅行サービスに対して取消料、違約料のものを既に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額を支払い戻すものを払い戻しいたします。
- ② 当社の解除・払い戻し
旅行契約が解除されても次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することができます。
a お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に前払をしないと認められたとき。

b お客様が旅行の安全かつ円滑な実施をするための添乗員、その他の者に必要とする費用を償うことにより、旅行の継続を断念した場合は、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げず、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げず。

- c 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
- d お客様が第5項(1)から(12)までのいずれかに該当する事が判明した場合。

イ 解除の効果および払い戻し

本項「(2)②a」に規定した事由により旅行契約が解除されたときは、契約書面に記載した旅行サービスに要する費用（以下「締結して運送、宿泊機関取消料等」といいます）の全額を、第6項の企画書面に記載した時点で明示したときは、旅行者が旅行開始前日に受注型企画旅行契約を解除した場合は運送については、次に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない運送、宿泊機関取消料等の合計額以内の金額となります。なお、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。（お申出の期日より前日迄の営業所の営業時間外はお客様自身でも必ずご来店をお断りいたします。）

② 締結して運送、宿泊機関取消料等
お客様が次に定める取消料をお支払いいただくことにより、お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- (3) 旅行契約の払い戻しの期間
当社は、第15項（旅行代金の額の変更）の(2)（3）の規定により旅行代金を増額した場合は、お客様もしくは当社が旅行契約を解除して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前日より払い戻しにあっては、旅行開始日の翌日より起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始日の解除による払い戻しにあっては旅行開始日に記載した旅行終了日の翌日より起算して30日以内、払い戻しを行います。
- (4) 本項「(2)②a」の規程は、第1項（当社の責任）または第23項（お客様の責任）に規定するものとします。お客様または当社が損害賠償請求権行使することを行うものではありません。

18. 旅程管理

- (1) 当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる措置を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。
① お客様の旅行中、旅行サービスを受けることができなくなると認められるときは、旅行契約に当たった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行内容を変更するうえに、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかつものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様の趣旨となるよう努めます。なお、契約内容の変更を厳し限るとともに同様のよう努めます。
- (3) 保護措置
当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責任に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

